

事業推進の心 仮設労働安全新生プラン

陽のあたる安全文化の創造

もうやうやう ヒューマンエラーの池人海 晴るやう 安全意識が根柢なしあわせ めざやう 安心して暮らせる 心豊かな国作り

ACCESS新聞

Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety

Vol. 101

編集・発行 篠田伸夫
発行所 全国仮設安全事業協同組合本部
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-18(日本橋Sビル5F)
TEL 03-3633-0641 FAX 03-3633-0640
Eメール info@kasetuunzen.or.jp
ホームページ http://www.kasetuunzen.or.jp

北海道支店 〒004-0015 札幌市厚別区下野幌2-1-14
東北支店 〒980-0802 仙台市青葉区二丁目13-22-407(カルコスビル4F)
関東支店 〒100-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-18(日本橋Sビル5F)
中部支店 〒500-0006 名古屋市南区浜田町1-10-2F
関西支店 〒550-0006 大阪市西区江之子島1-6-8(サンピア阿波座1009号)
中国支店 〒730-0016 広島市中区南町3-15(錦町ホテルビル6F)
四国支店 〒769-2101 香川県高松市志度1885-1(大岡山ビル202)
九州支店 〒811-2101 福岡県糟屋郡宇美町大字宇美字宇野ノ口8426-9
TEL 092-957-0032 FAX 092-957-0033
Eメール info@kasetuunzen.or.jp

電話(011)899-8275 FAX(011)899-8276
電話(022)718-0651 FAX(022)718-0652
電話(03)3633-1571 FAX(03)3633-1572
電話(052)357-0006 FAX(052)357-0007
電話(052)614-0701 FAX(052)614-0705
電話(06)6449-5213 FAX(06)6449-5214
電話(082)511-2051 FAX(082)227-2720
電話(087)814-2245 FAX(087)814-2246
電話(092)957-0032 FAX(092)957-0033

60年ぶりの足場安全法改正
さあいよいよチェンジだ!! 人命尊重へ
400万人「建設職人社会ルネッサンス」の成就へ

- ↑
墜落災害撲滅
↑
仮設安全監視者の重大なる社会的な使命と責任
↑
チェンジしなければならない四つの手段
- その1. 高さ2m以上の高所作業においては、屋根工事、法面工事をも含め、必ず足場を設置すること。足場の設置もせずに、最初から命綱だけに頼る「安全の手抜き工事」を厳禁せよ。
 - その2. 設置した足場の全段に、二段手すりをつま先板を設置すること。
 - その3. 全ての建設工事の足場において、手すり先行工法を実施すること。
 - その4. 設置した足場に対し、有資格の第三者によるチェックリストに基づく安全点検を実施すること。

以上の四つの手段につき、
◎国は、しっかり監督指導を!!
◎仮設安全監視者はもとより、全ての建設関係人は、発注者、受注者、施工者を含め、確実なる順守を!!
さあいよいよチェンジだ!! 建設職人家族の安全・安心へ

明けましておめでとうございます。現今、金融・経済の混乱の極みであり、世界中が熱病にうなされている。しかし、これは長い目で見れば一過性のものである。この混乱に振り回されることなく、安全・安心を追求するのがアクセスの使命である。

さあいよいよチェンジだ。建設職人とその家族が安心して生活する世界を創生する時がきた。本年、厚生労働省は、60年振りに足場の安全に関する法律を改正する。人命尊重への時代がやってきた。

今こそすべての建設関係人は、「建設職人社会ルネッサンス」とは、建設職人が安心して生活できる社会を実現することである。そのために為すべきことは多々あるが、何はさておき、まず第一に取り組むべきは、建設職人を命に係る墜落事故から解放させることである。何故ならば、今日でも労働安全衛生法違反の現場が常時50%以上にも達し、そのうち50%は足場に関連するものである。まさに建設現場は無法律地帯であり、戦場であった。その結果、過去10年間の建設業における墜落事故のみによる死者は86,000人を数え、そのうち、2,400人もの尊い命が失われてきたからである。実に信じ難い数字である。安全・安心を標榜するこの日本において、このような惨状を呈する究極の格差社会がまだ取り残されているのである。これそのものが建設職人社会の現実である。

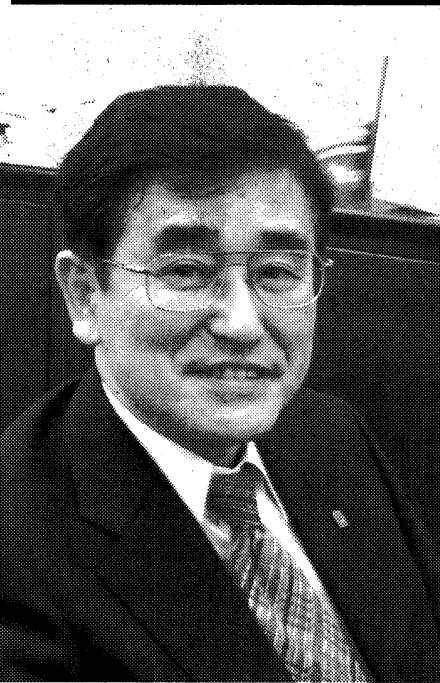
さあここでいよいよチェンジをしなければならないのである。墜落災害撲滅のためには、表記の四つの手段を確実に実践することである。国はしっかり監督指導を、そして仮設安全監視者はもとより、全ての建設関係人は、確実なる遵守が絶対必要な条件である。

アクセス及び仮設安全監視者は、「建設職人社会ルネッサンス」の当事者として社会的使命と責任は、重大である。全国津々浦々の現場で仮設安全監視者等の有資格の第三者によるチェックリストに基づく足場の安全点検を実施し安全な足場の的確に遵守されているかを厳重にチェックし、墜落事故撲滅にまい進しなくてはならない。そのためには、仮設安全監視者を育成することは、これまでも行ってきたが、さらに拍車をかける必要がある。

「建設職人社会ルネッサンス」の成就是、「明日の希望に満ちた建設産業」の実現そのものである。さあ、みんなで目指そう、明るい日本を。

平成21年1月7日
全国仮設安全事業協同組合
理事長 小野 辰雄

地方自治行政の役割は住民に安全・安心を提供



総務省官房総括審議官
(政策企画担当)
岡崎 浩巳氏

小野 本日は、お忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。岡崎 総務省官房総括審議官(政策企画担当)として、地方自治行政の役割についてお話を伺いたいと思います。岡崎 総務省は、地方自治行政の役割について、どのような考えをお持ちでしょうか。岡崎 地方自治行政の役割は、住民に安全・安心を提供することです。これは、地方自治体の最大の使命です。岡崎 具体的にどのような施策を講じているのでしょうか。岡崎 地方自治体は、まず第一に、住民の安全・安心を確保するために、防災・防犯対策を実施しています。例えば、防災訓練や防犯パトロールなどです。岡崎 また、住民の生活の質を向上させるために、福祉・文化事業を実施しています。例えば、高齢者の見守りサービスや地域の文化祭などです。岡崎 地方自治体は、住民に安全・安心を提供するために、様々な施策を実施しています。これは、地方自治体の最大の使命です。

小野 本日は、お忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。岡崎 総務省官房総括審議官(政策企画担当)として、地方自治行政の役割についてお話を伺いたいと思います。岡崎 総務省は、地方自治行政の役割について、どのような考えをお持ちでしょうか。岡崎 地方自治行政の役割は、住民に安全・安心を提供することです。これは、地方自治体の最大の使命です。岡崎 具体的にどのような施策を講じているのでしょうか。岡崎 地方自治体は、まず第一に、住民の安全・安心を確保するために、防災・防犯対策を実施しています。例えば、防災訓練や防犯パトロールなどです。岡崎 また、住民の生活の質を向上させるために、福祉・文化事業を実施しています。例えば、高齢者の見守りサービスや地域の文化祭などです。岡崎 地方自治体は、住民に安全・安心を提供するために、様々な施策を実施しています。これは、地方自治体の最大の使命です。

総務省官房総括審議官対談

「地方自治行政」だと思いがちで、その分野に絞って最近の動向をお話します。まずは平成20年7月4日、省内に総務大臣をトップとした地方創生本部を立ち上げました。同時に、地方創生推進官というポストを新設しました。その中で地方創生推進官というチームも設置し、地方の力を引き出すという施策を総務省全体で一生懸命に取り組む体制を整備いたしました。具体的には、地方自治体の財政面、地方が自主的・主体的に実施する事業の支援、地方の活性化に積極的に取り組んでもらうということ、地方再生

国土交通省や農林水産省などの発注機関は、足場の全段に二段手すりをつま先板を設置する「手すり先行工法」に基づき、動きやすい安心感のある足場について工事仕様書に明記し、義務化しています。一方、地方自治体では、総務省の働きかけもあり、二段手すりをつま先板(幅木)の導入を進めており、今後ますます増えることが期待されています。総務省の岡崎官房総括審議官(政策企画担当)は、「国直轄事業のみならず地方公共団体でも安全・安心対策は重要課題であり、安全問題で国との連携が不可欠」と話しています。今回、地方自治行政を担う岡崎官房総括審議官の考えを訪問し、全国仮設安全事業協同組合(ACCESS)の小野辰雄理事長と話し合いました。

自治体は国交省・農水省の仕様書を順守

「地方自治行政」だと思いがちで、その分野に絞って最近の動向をお話します。まずは平成20年7月4日、省内に総務大臣をトップとした地方創生本部を立ち上げました。同時に、地方創生推進官というポストを新設しました。その中で地方創生推進官というチームも設置し、地方の力を引き出すという施策を総務省全体で一生懸命に取り組む体制を整備いたしました。具体的には、地方自治体の財政面、地方が自主的・主体的に実施する事業の支援、地方の活性化に積極的に取り組んでもらうということ、地方再生

「地方自治行政」だと思いがちで、その分野に絞って最近の動向をお話します。まずは平成20年7月4日、省内に総務大臣をトップとした地方創生本部を立ち上げました。同時に、地方創生推進官というポストを新設しました。その中で地方創生推進官というチームも設置し、地方の力を引き出すという施策を総務省全体で一生懸命に取り組む体制を整備いたしました。具体的には、地方自治体の財政面、地方が自主的・主体的に実施する事業の支援、地方の活性化に積極的に取り組んでもらうということ、地方再生

「地方自治行政」だと思いがちで、その分野に絞って最近の動向をお話します。まずは平成20年7月4日、省内に総務大臣をトップとした地方創生本部を立ち上げました。同時に、地方創生推進官というポストを新設しました。その中で地方創生推進官というチームも設置し、地方の力を引き出すという施策を総務省全体で一生懸命に取り組む体制を整備いたしました。具体的には、地方自治体の財政面、地方が自主的・主体的に実施する事業の支援、地方の活性化に積極的に取り組んでもらうということ、地方再生

「地方自治行政」だと思いがちで、その分野に絞って最近の動向をお話します。まずは平成20年7月4日、省内に総務大臣をトップとした地方創生本部を立ち上げました。同時に、地方創生推進官というポストを新設しました。その中で地方創生推進官というチームも設置し、地方の力を引き出すという施策を総務省全体で一生懸命に取り組む体制を整備いたしました。具体的には、地方自治体の財政面、地方が自主的・主体的に実施する事業の支援、地方の活性化に積極的に取り組んでもらうということ、地方再生

「個性を生かし自立した地域づくり」重視

北海道建設部長
猪俣 茂樹氏
片桐 建設部で取り組まれている事業や今後の予定等についてお聞きください。
猪俣 本年度スタートした「新・北海道総合計画」の分野別計画として策定中の「(仮称)新たな社会資本整備の方針」では、今後の社会資本整備の基本姿勢として「選択と集中」の観点に立った戦略的・効果的な整備と既存ストックの有効活用や適切な維持管理を掲げ、「個性を活かし、自立した地域づくり」を重視すべき視点としています。
道路整備については、高規格幹線道路の整備状況が全国平均67%なのに対し、北海道は44.4%と遅れています。国土の

22%を占める広大な面積を有していることから、地域間の交流や地域の自立的発展を促進するため、「高規格幹線道路ネットワーク」を始めとした、さまざまな交通ネットワーク基盤の整備は重要となります。住宅につきましては、平成19年度に策定した「北海道住宅生活基本計画」に基づき、高齢者や障害者、子育てに配慮した公営住宅の整備を行うとともに、コンパクトなまちづくりに向け、まちなか居住の推進を図っています。
また、近年頻発している自然災害に備えた防災対策にも積極的に取り組んでいます。道内で地震が発生した際には、チェックリストを作成した専門の道職員が現地に入り、建築物等の危険度判定を行っています。今年、東北地方での地震発生時には、国土交通省が統括する緊急対策派遣隊(T E C - F O R C E)の一環として、道の職員6名を現地に派遣しました。
さらに、昨今の社会情勢等からインフ

ラ整備も補修・改修工事にシフトされてきていますので、今後は専門家に係る点検が大変重要になってくると思います。
片桐 建設部で取り組まれている労働災害防止対策についてお聞きください。
猪俣 施工中の工事現場を対象として、「全道一斉安全パトロール」を実施し、足場や手すりの適切な設置、危険物の管理状況、物体の落下防止設備の状況等の指導を行っています。
また、近年の厳しい経営環境によって低価格による受注が増加し、安全衛生管理体制の不徹底による労働災害の発生などが懸念される状況にありますので、建設部では重点監督業務の実施対象となった工事について、請負人に対し「施工体制に係る積算内訳説明書」の提出を求め、施工体制及び安全衛生管理体制チェックの強化を図っています。
さらに、落下事故の危険性が高い足場については、厚生労働省の「手すり先行工法に関するガイドライン」の「動きやすい安心感のある足場」の基準に基づき、二段手すりや幅木の機能を有した手すり先行専用足場型または改善措置機材設置型のいずれかを設置するよう土木工事共通仕様書および公共建築工事標準仕様書により規定しており、積算においても標

準としています。研修会等でも、手すり先行工法の徹底を図っておりますが、講師をお願いするなど貴組合にもご協力いただいているところでもあります。
片桐 当組合としては、ハード面の普及活動の一環として今後もご協力させていただきます。足場の点検を行う仮設安全監視者の育成にも取り組んでいます。2009年1月には道内で仮設安全監視者の資格を取得できる講習会を開催いたしました。また、仮設安全監視者による足場の点検は、毎年道内で700件近い現場で実施されており、セネコンさんからも大変喜ばれております。
続きまして、建設労働災害防止における部長の理念をお聞かせいただけますでしょうか。
猪俣 あらためて申し上げるまでもありませんが、企業の生産活動を優先するあまり、労働者の安全が疎かになってはいけません。労働災害、特に死亡災害を減少させるためには、経営のトップが職場にある危険要因を的確に洗い出し、災害につながるリスクの除去・低減に積極的に取り組み、関係者一人ひとりが協力して組織的かつ継続的な安全衛生活動を行うことが必要だと考えています。

片桐 建設部で取り組まれている事業や今後の予定等についてお聞きください。
猪俣 本年度スタートした「新・北海道総合計画」の分野別計画として策定中の「(仮称)新たな社会資本整備の方針」では、今後の社会資本整備の基本姿勢として「選択と集中」の観点に立った戦略的・効果的な整備と既存ストックの有効活用や適切な維持管理を掲げ、「個性を活かし、自立した地域づくり」を重視すべき視点としています。
道路整備については、高規格幹線道路の整備状況が全国平均67%なのに対し、北海道は44.4%と遅れています。国土の

聞き手 片桐理北海道支部長